

議案第233号

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、人事委員会の勧告等に鑑み、特定任期付職員の給料月額並びに医師等の初任給調整手当及び一般職職員の扶養手当の額の改定を行う等の必要があるによる。

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「308,000円」を「308,300円」に改める。

第9条第1項中「すべての」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表8級、医療職給料表(1)5級及び消防職給料表7級の職務の級にある職員（次条において「行政職給料表8級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表7級、医療職給料表(1)4級及び消防職給料表6級の職務の級にある職員（次条において「行政職給料表7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に

該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。

第10条第1項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号、第5号若しくは第7号に該当する」に改め、「至つた場合」の次に「及び行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「行政職給料表8級職員等以外の職員から行政職給料表8級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の次に「（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じ

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中福岡市職員の給与に関する条例第9条及び第10条の改正規定、第2条の規定並びに附則第4項から第6項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用日)

2 第1条の規定による改正後の福岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第8条の2及び別表第3の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例第8条の2及び別表第3の2の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の福岡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与条例第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表7級、医療職給料表(1)4級及び消防職給料表6級の職務の級にある職員（次条において「行政職給料表7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円	前項第1号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者」という。）については12,000円、同項第2号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,200円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については12,000円）、同項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）
第10条第1項	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる	扶養親族

	子に限る。)がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	
	その旨	その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号、第5号若しくは第7号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）</p>	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号、第5号若しくは第7号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
第10条第2項	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶	なつた日

	<p>養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等以外の職員となつた日</p>	
	<p>同項の規定による届出に係るものがない場合</p>	<p>前項の規定による届出に係るものがない場合</p>
	<p>死亡した日，行政職給料表8級職員等以外の職員から行政職給料表8級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等となつた日</p>	<p>死亡した日</p>
第10条第3項	<p>次の各号のいずれか</p>	<p>第1号，第2号若しくは第7号</p>
	<p>においては，その</p>	<p>又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの</p>
	<p>その日が</p>	<p>これらの日が</p>
	<p>第1号又は第3号</p>	<p>第1号</p>
	<p>の改定</p>	<p>の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有する</p>

		に至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。), 扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第10条第3項第2号	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与条例第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表7級、医療職給料表(1)4級及び消防職給料表6級の職務の級にある職員（次条において「行政職給料表7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円	前項第1号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円、同項第2号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,500円）、同項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族た
--------	---	---

		る父母等」という。) については1人につき7,000円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円)
第10条第1項	扶養親族(行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
	(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合(行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。) (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号、第5号若しくは第7号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)	(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号、第5号若しくは第7号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。) (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

		く。)
第10条第2項	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職給料表8級職員等以外の職員から行政職給料表8級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等となつた日	死亡した日
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養

		親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。), 扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第10条第3項第2号	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

6 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の給与条例第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表7級、医療職給料表(1)4級及び消防職給料表6級の	前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円
--------	---	---

	職務の級にある職員（次条において「行政職給料表7級職員等」という。）にあつては、3,500円)	
第10条第1項	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第10条第1項第1号	場合（行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第10条第1項第2号	場合及び行政職給料表8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第10条第2項	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職給料表8級職員等以外の職員から行政職給料表8級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るも	死亡した日

	<p>のがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級職員等となつた日</p>	
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第10条第3項第2号	扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族